



広報



てんかわ

主な内容

村長よりメッセージ	2
「行政相談」にあなたの声を！行政相談所を開設します	3
保健事業のお知らせ	4
国保診療所・ほほえみポート天川・ごみ収集 10月の予定表	5~6
お知らせ	7~9

No.416

9

村長よりメッセージ

この度の台風12号により、被災されました皆様方に、衷心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧を念願する次第であります。

行政と致しましても、出来得る限りの対策を検討実施させて頂く所存であります。

さて、天川中学校川向かいの、アシノセ谷山腹崩壊で天然ダムができ、村営住宅・教職員住宅が流失し、一人の先生が不明となり大紀商事様の重機の無償提供や、天川村建設業組合様のボランティアにより、懸命の搜索活動を展開してまいりましたが発見に至らず、今後の搜索を河川へと切替えた矢先、20km下流の猿谷ダムで発見され、家族の元へお帰りいただきました。犠牲者を出したこと大変残念に思います。

さらに、坪内地内の冷や水で大規模な山腹崩壊が発生し、天然ダムができ、多くの家屋等々が甚大な被害を受ける結果となりましたが、幸い、西岡康博様の迅速かつ的確な通報、更に昼間であったこともあって、次の犠牲者・負傷者等一人も出さなかったこと、自身も危険な状況にあるにも係わらず通報下さいました西岡様に感謝申し上げる次第であります。

今回の台風におきまして、小屋消防団長を主に、団員皆様方には、警戒警備から避難誘導、更に不明者の搜索活動等々に昼夜を分かたずご尽力賜りましたことに感謝申し上げます。

また、いち早く天川村社会福祉協議会を中心に、ボランティアセンターを開設していただき、村内外のボランティアの皆様方のご協力を得て被災家屋の清掃等も終わり、順調に復旧が進んでおりますこと、意を強くしているところであります。

これらの被災により、南日裏～九尾間の通行は確保されておりませんし、電線やテレビのケーブル線が切断され、一部地域の皆様には、大変ご不便をお掛けいたしましたこと申し訳なく思っております。

天川村が未曾有の被害を受けましたことに対しまして、多くの皆様方より、支援物資の提供・お見舞い・義援金などのご支援や・励ましのお言葉、またボランティアのご協力等々を賜りましたこと、誠に有難く厚く御礼申し上げますと共に感謝申し上げます。

国道・県道・村道・林道等々、あちこちで、山腹崩壊や路肩決壊が発生し、早急に復旧とはいかない現状にあります。まず、生活の根幹を成す「主要地方道高野天川線」の復旧が最優先であります。

また、当該道路の不通により、九尾以西の園児・児童生徒が五條市阪本地区を經由して通園・通学するには、従前に比べ2時間程度多くを要する状況で、園児・児童生徒に負担を強いることは無理であり、やむを得ず、九尾以西の園児・児童には旧天川西小学校を利用して授業を行ってまいります。生徒につきましては、天川中学校が被災し、すぐに使用できる状態にありませんので、天川小学校を使用し授業を行ってまいります。九尾以西の生徒の通学につきましては、親類のご支援や借家・保護者の送迎等で対処していくことになっております。

しかし、長期間継続ということも出来ませんので、本復旧には相当期間を要することと思われませんが、一日でも早く仮復旧ができますよう関係皆様方にお願ひし頑張っているところであります。

村道・林道につきましても生活に支障を来さないよう、取組んでまいります。降雨等今後の状況によっては、更にご不便をお掛けすることも予想されますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

今回の災害に、役場職員も不眠不休のような状態で対処してまいりました。しかし、时时刻刻と変化する状況に、村民の皆様への対応等に不行き届きの点、多々あったことと存じますがご寛容賜りますよう、お願い申し上げます。

天川村内が活発に移動でき、穏やかに笑顔の生活を取り戻すため、最善を尽くす所存でありますので、村民の皆様にも種々ご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

天川村長 森本 靖順

「行政相談」にあなたの声を！行政相談所を開設します。

10月17日（月）から23日（日）までの1週間は「行政相談週間」です。

年金、郵便、登記、道路、保険など国や県、役場の仕事について分からないこと、困っていることがありましたら、行政相談所でお気軽にお尋ねください。相談は無料で、秘密は厳守します。

10月・11月の最終火曜日については、巡回行政相談所を行います。

◆巡回行政相談所

10月25日（火）午後1時30分～午後4時 ふるさとセンターつどい

11月29日（火）午後1時30分～午後4時 ほほえみポート天川

◇相談のお相手◇ 行政相談委員 中村 猛さん

なお、巡回行政相談所を開設する月及び12月以外の月は、毎月、最終火曜日の午後1時30分～午後4時まで、山村開発センターにおいて行政相談所を開設しています。

※下記の相談方法もご利用いただけます。

◆奈良行政評価事務所 ☎0742-24-1100

◆行政苦情110番 ☎0570-090110



新築・増築されたら家屋調査にご協力下さい

役場住民課では、家屋の新築・増築の調査を行っています。

調査の対象は平成23年中に完成した家屋で、固定資産税の基礎額を決定します。

対象となる家屋は、居宅をはじめ店舗や事務所、バンガロー、倉庫、車庫などです。まだ調査を受けていない方は、役場住民課まで申し出て下さい。

調査の時間は1時間程度で調査の際には、建物図面等を用意しておいて下さい。ご協力お願いします。

○取り壊した家屋は手続きを

平成23年中、またはそれ以前に家屋を取り壊した人は、滅失登記（法務局で）、取り壊し届け（役場住民課で）の手続きを必ず行ってください。

問い合わせ先 天川村役場住民課税務係 ☎63-0321

選挙人名簿の登録について

定時登録（平成23年9月2日）

	男	女	合計
23.6.2の選挙人名簿登録者数（定時登録）	718	823	1,541
名簿抹消者数	14	15	29
名簿登録者数	5	9	14
23.9.2の選挙人名簿登録者数	709	817	1,526

保 健 事 業 の お 知 ら せ

感染症に注意しましょう！

季節の変わり目は、気温の変化が激しく体力が落ちやすい時期です。くわえて、夏の疲れが出てきたり、体調の変化には十分な注意が必要です。

体力が落ちている時は、体の抵抗力が弱くなっています。抵抗力が弱くなると、普段はなんともないような菌やウイルスに負けてしまいます。また、食中毒は季節を問わず発生しており、抵抗力が弱くなっている時には、特に注意が必要です。食事の前には、丁寧な手洗いをするよう心がけてください。

- うがい・手洗いをこまめにしましょう。
- 十分な睡眠と、十分な栄養をとりましょう。
- 体調が悪い場合は、無理をせずに受診をしたり、休息を取り入れるなど、早めの対応をこころがけましょう。

乳がん検診のご案内

天川村に住民票のある40歳以上の女性を対象に乳がん検診を実施しています。

受診の回数は2年に1度とされています（昨年度受診された方は今年度受診することができません）。今までに乳がん検診を受けたことのない方、乳房に心配のある方、特にこれまでの検診で「経過観察」や「要精密検査」などの判定を受けた方は、積極的に受診して下さい。

費用は1,500円の自己負担が必要です。

検診会場は大淀病院となりますが、受付は、ほほえみポート天川内 住民課で行ないます。検診を希望される場合は12月末日までにお申込み下さい。

子宮がん個別検診のご案内

例年6月頃に検診バスによる子宮がん検診（集団）を実施しておりますが、1日での検診実施のため受診できなかった方を対象に直接医療機関で検診を受けていただく個別検診を実施いたします。6月の子宮がん検診（集団）に、体調不良などで受診できなかった人もこの機会にぜひ受診ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

- 受診対象**：天川村に住民票をおく、20歳以上の女性。
- 受診病院**：奈良県下で子宮がん（婦人科）検診を実施している医療機関
- 個人負担**：2,000円
- 申し込み**：ほほえみポート天川内住民課にお申込みください。（※必ず）
- 受診期間**：お申込みいただいた人に、専用の検診票を発行いたしますので、ご持参の上、平成24年3月31日までに受診ください。



うさちゃんクラブのご案内

今月のうさちゃんクラブは、下記の内容で開催します。お子さま同士の遊び場に、また保護者の方の交流の場に、皆さまのお越しをお待ちしております。

- 日 程・・・10月13日（木）
- 参加対象・・・生後4ヶ月～幼稚園入園前までの親子
- 持ち物・・・タオル・お茶等
- 送迎を希望される方は、前日までにご連絡ください。



※詳しくは、後日送付します案内をご確認ください。

検診や教室等の内容や申込み方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、**ほほえみポート天川 保健師までお問い合わせ下さい。 連絡先 ☎63-9110**



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 10月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ 収 集
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
1	土	閉 館		日	
2	日	閉 館		日	
3	月	診 察	診 察		燃焼
4	火	診 察	検 査 日		資源 1
5	水	診 察	診 察	脳のトレーニング教室	(予約) 粗大
6	木	休 診		すこやか健診	資源 2
7	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
8	土	閉 館		日	
9	日	閉 館		日	
10	月	閉 館 日 (体育の日)			
11	火	診 察	検 査 日		燃焼
12	水	診 察	診 察	脳のトレーニング教室	資源 1
13	木	休 診	診察 (西尾医師)	うさちゃんくらぶ10:30~	不燃
14	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
15	土	閉 館		日	

*医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。



国保診療所・ほほえみポート天川・ ごみ収集 10月の予定表



日	曜日	国 保 診 療 所		ほほえみポート天川 保 健 事 業	ごみ 収 集
		午 前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午 後 (受付 午後1:30 ~3:30) <small>(木曜日のみ午後2:00~3:30)</small>		
16	日	閉 館 日			
17	月	診 察	診 察		燃焼
18	火	診 察	検 査 日		資源1
19	水	診 察	診 察	脳のトレーニング教室	(予約) 粗大
20	木	休 診	診察 (西尾医師)		資源2
21	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
22	土	閉 館 日			
23	日	閉 館 日			
24	月	診 察	診 察		燃焼
25	火	診 察	検 査 日		資源1
26	水	診 察	診 察	脳のトレーニング教室	(予約) 粗大
27	木	休 診	診察 (西尾医師)		不燃
28	金	診 察	診 察	脳のトレーニング教室 運動機能向上教室10:30~	燃焼
29	土	閉 館 日			
30	日	閉 館 日			
31	月	診 察	診 察		燃焼

見える所に貼り、ご活用下さい。



アルツハイマー病の治療

認知症では、日常生活の中でも忘れが徐々に強くなって、これまで普通にしていたことがうまく出来なくなります。

認知症をきたす病気でもっとも多いのは、アルツハイマー病です。

アルツハイマー病では、脳の中で神経の信号を伝える働きをしているアセチルコリンという物質が減少していることは、かなり以前から分かっています。現在、これを補うような薬をアルツハイマー病の患者さんに飲んでもらうことによって、症状を良くしたり進行を抑えたりすることがある程度可能となっています。

今年になっていくつかの新しい薬も認可販売されるようになったことは、治療の選択肢を広げるといふ意味で、患者さんには朗報ではないかと思われま

す。ただ、このような薬がすべての患者さんに効くというわけではありません。なかには興奮や幻覚、妄想といった精神症状や行動障害を抑える薬のほ

うが良い結果を得られることもあります。その人に関わる家族や周囲の人たちの認知症に対する正しい理解と良いケア、そして、暖かいサポートがいちばん大切であることはいうまでもありません。

家族のだけれど「認知症かな?」と思つたら主治医と相談しましょう。

また、奈良県医師会のホームページには、そのような相談のつてもらえる「物忘れ相談・認知症診療医療機関リスト」を公表していますので、ご利用ください。

奈良県医師会

「全国一斉司法書士法律相談」 無料相談会

奈良県司法書士会では「法の日」にちなんで不動産の相続・売買などの登記、法人登記、多重債務、成年後見、その他訴訟に関すること等々についての無料相談を実施します。お気軽にご相談下さい。

◎面談による相談(なるべく事前予約をお願いいたします。相談時間は四十五分以内になります。)

▶日時: 十月一日(土) 午前九時三十分～午前十一時四十五分
十月三日(月)～十月七日(金) 午後一時～午後四時三十分

▶場所: 奈良県司法書士会館(奈良市西木辻町三二〇一五)
近鉄奈良駅・JR奈良駅から徒歩約十五分

(注) 駐車場はございません。

▶予約電話番号

☎〇七四二二二二六六七七(奈良県司法書士会)

◎電話による相談(なるべく事前予約をお願いいたします。相談時間は三十分以内になります。)

▶日時: 十月三日(月)～十月七日(金) 午後一時～午後四時三十分

▶相談電話番号・予約電話番号: ☎〇七四二二二二六六七七(奈良県司法書士会)

第六十二回 奈良県美術展覧会・作品募集

▶展覧会名: 第六十二回奈良県美術展覧会
▶主催者: 奈良県美術展覧会実行委員会(奈良県・奈良県教育委員会・奈良県美術人協会)

▶展覧会場: 奈良県文化会館(入選以上の作品を展示)
▶展覧期間: 十月二十九日(土)～十一月四日(金)
※十月三十一日(月) 休館

▶公募作品: 日本画・洋画・彫刻・工芸・書芸・写真の各部門見発表作品。各部門一人一点。

▶出品手数料: 一点三千円
※平成二十三年四月一日時点で十八歳未満の方は一点千五百円。

▶搬入日: 【洋画・写真・彫刻】十月二十一日(金)、十月二十二日(土)
【日本画・工芸・書芸】十月二十三日(日)

▶搬入先: 奈良県文化会館(奈良市登大路町六一二)

◎美術展覧会は入場無料です。
▶お問い合わせ: 奈良県美術展覧会実

行委員会事務局(担当: 住本・中谷)
| 奈良県くらし創造部青少年・生涯学習課内
☎〇七四二二二二七九八三二二
FAX: 〇七四二二二二七一九五七四
E-mail: seisyo@office.pref.nara.lg.jp

交通事故からあなたの未来を守る
自賠責保険・自賠責共済
くうっかりではすまされません
自賠責!〜

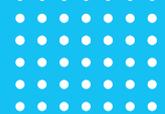
交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成二十二年の事故発生件数は約七十二万件、死傷者数は八十九万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。自賠責保険・共済は、すべての自動車の保有者に、自動車一台ごとに加入が義務付けられており、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

▶自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか?
自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的と

ていませ



して、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですのでご注意下さい！

四輪車はもちろんですが、特に、車検制度のない二五〇CC以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！
なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp/>をご覧ください。

▼お問い合わせ：国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局企画輸送・監査部門
☎〇七四三―五九―二二五―（担当：黒田）

労働委員会委員による労働相談会
▼日時：十月十三日（木）午後五時～八時

▼場所：奈良市大森町五七―二―奈良県奈良総合庁舎内会議室
大和高田市大中九八―四 奈良県高田総合庁舎内会議室

▼概要：無料
▼対象：県内在住又は在勤の労働者及び事業者

▼申込み：予約が必要ですので、左記へお問い合わせ下さい。
奈良県労働委員会事務局
☎〇七四二―二五―〇七七―（代表）

▼全国一斉
「女性の権利ホットライン」

夫・パートナーからの暴力をはじめとして、職場等におけるセクシュアル

ハラスメント、ストーカー行為などの女性の権利に関わる問題全般について、人権擁護委員の中の男女共同参画社会推進委員及び法務局職員が下記のとおり無料・秘密厳守で電話相談に応じます。

▼日時：平成二十三年十一月十四日（月）から十一月二十日（平日）午前八時三十分～午後七時
まで
（土・日曜日）午前十時三十分～午後五時まで

▼対象：奈良県在住の女性
相談員：人権擁護委員及び法務局職員

▼お問い合わせ：☎〇五七〇―〇七〇―八―一〇

▼土地取引には届出が必要です。

提出期限は契約締結日から二週間以内です。
国土利用計画法は、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため土地取引の届出制度を設けています。

土地取引に係る契約（予約を含む。）したときは、権利取得者（例えば、買主）は、二週間以内に土地売買等の届出をしなければなりません。

▼届出が必要な土地面積
◎市街化区域 二千㎡以上
◎市街化調整区域 五千㎡以上
◎都市計画区域外 一万㎡以上（該当
天川村）

▼届出先

届出書に必要事項を記入し、添付書類（契約書の写し、地図など）とともに、土地の所在する市町村役場に届けて下さい。

届出の用紙は役場にありません。また奈良県のホームページでも入手できます。

▼審査内容
土地の利用目的が、土地利用の計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告し、是正を求めることがあります。

▼罰則
届出をしなかったり、虚偽の届出をすると六ヶ月以下の懲役、または、百万円以下の罰金に処せられることがあります。

▼お問い合わせ
詳しくは、奈良県地域振興部地域政策課にお問い合わせ下さい。
☎〇七四二―二七―八四八四（ダイヤルイン）

◎奈良県ホームページ
<http://www.pref.nara.jp/>

▼消防署からのお知らせ
すばやい出動のために

▼問題です
通報から救急車が到着するまでの時間が早いのはどちらでしょう？



②最寄りの消防署へ電話（答え）①一一九番通報

・近くの消防署や出張所に直接連絡するよりも、実は一一九番通報の方が約一分早く出動することができます。

▼問題一
①携帯で一一九番通報
②家の電話で一一九番通報
通報
（答え）②家の電話で一一九番通報

・家にNTT電話やIP電話があれば、その電話からの一一九番通報の方が、携帯電話より三十秒以上早く出動することができます。

▼その理由
▼問題二「一一九番通報」が早い理由
・一一九番通報では、通信勤務員による状況等の聞き取りと並行して、通信指令装置が通報場所の自動取得と出動指令までの処理を自動で行います。そのため通話の途中で出動隊は準備を行うことができ、すばやい出動が可能となります。

※八月に、通報場所の自動取得を行う「統合型位置情報通知システム」を導入し運用を開始しています。

▼問題二「家の電話で一一九番通報」が早い理由
・かけた時点で大まかな通報場所がわかる家の電話とは異なり、携帯電話は場所の特定までに三十秒以上の時間を要する場合があります。

①一一九番通報

そのため、家に電話がある場合はそ
ちらからの通報をお勧めします。

※「統合型位置情報通知システム」が
稼働する際に通報者の個人情報を取
得することがあります。

詳細情報は組合ホームページを
ご覧ください。

中吉野広域消防組合消防本部

ホームページ

URL: <http://www.nakayoshino.or.jp/>
〔中吉野〕で検索

十月は「行政書士制度広 報月間」です。

行政書士制度広報月間中、遺言、相
続関係、農地関係、在留・帰化関係、
法人設立・起業、建設業運送業等の営
業許可などの無料相談を下記のとおり
実施します。

◆行政奈良なんでも無料相談所の 開設

▼日時：平成二十三年十月九日(日)
～十月十日(月) 午前十時三十分～
午後五時

▼場所：イオンモール橿原アルル三
階 ロビンコート(スポーツオーソ
リティー前)

▼日時：平成二十三年十月二十一日
(金)～十月二十二日(土) 午前十
時～午後四時

▼場所：奈良県行政書士会 会議室
※予約制ですので、事前に下記宛へ
連絡下さい。

☎：〇七四二一九五〇〇
メール：gyosei@gyoseinara.or.jp

◆電話無料相談の開設

▼日時：平成二十三年十月一日(土)
～十月三十一日(月) 午前十時～午
後四時三十分※土日祭日を除く

▼場所：奈良県行政書士会事務局
☎：〇七四二一九五〇〇

▼主催：奈良県行政書士会
▼後援：奈良県

奈良県医師会の学術部会が 行なう健康相談のお知らせ

お気軽にご利用下さい。なお、健康
相談は無料相談のみで、診療・検査等
は行なっておりませんので、あらかじ
めご了承ください。

◎精神科に関する健康相談(精神神経
科部会) 十月四日(火) 午後二時～
午後三時 予約必要

◎目の健康相談(眼科医会)
十月十一日(火) 午後二時～午後三
時 予約不要

◎整形外科に関する健康相談(整形外
科部会) 十月十三日(木) 午後二時
～午後三時 予約必要

◎内科疾患に関する健康相談(内科部
会) 十月二十七日(木) 午後二時～
午後三時 予約必要

▼場所：奈良県医師会館・1階 県民
健康サービス室(近鉄大和八木駅か
ら北へ徒歩七分)

▼連絡先：千六三四一八五〇二 橿原
市内膳町五十一八 奈良県医師会
各主催部会

☎：〇七四四一三二八五〇二

奈良県最低賃金が改定され ました

時間額：六九三円
(平成二十三年十月七日発行)

最低賃金は、雇用形態や呼称の如何
を問わずすべての労働者に適用されま
す。

奈良県労働局・管下労働基準監督署

役場人事異動

平成二十三年九月一日付で人事異動
が行われました。

() は旧所属

【課長】

■教育委員会事務局
前田 俊樹(産業建設課)

■総務課付
平 功一(教育委員会事務局)

【課長補佐】

■産業建設課
冨瀬 充(総務課)

【主事】
■総務課
窪上 慶二(住民課)

てんいち先生



1 2 3 4

西部地区青少年健全育成会クリーン活動

8月29日（月）、西部地区青少年健全育成会と西部地区子ども会の共催で「クリーン活動」を実施しました。

好天の下、幼稚園から中学校までの子どもたちとその保護者、青少年健全育成会の役員、合わせて30人が4班に分かれて道路脇のゴミを拾いました。空き缶やペットボトルが多かったですが、破損した携帯電話や下刈り鎌もありました。



今西会長から一言

たくさんの皆さんに参加していただき、たくさんのゴミを集めていただきました。無いように思っていた、これだけあるんだとびっくりしました。

この活動を通して、自分たちの地域を美しく守っていく気持ちをより大きくしてほしいと願っています。

参加していただいた皆さん、ありがとうございました。



天川村民憲章

（平成10年1月1日制定）

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

誰もが満天に輝く星のように

- 一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。
- ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。



の国

誰もが天と地の恵みで育つように

- 郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。
- 共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。



の国

誰もが清らかで力強さのある流れのように

- スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。
- 自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。



の国



村の花
オオヤマレンゲ



村の木
杉



村の鳥
コマドリ

人口
1,721人
(一七)

男
818人
(一三)

女
903人
(一四)

世帯数
748戸
(一)

8月のごみ収集状況

燃焼 69.25トン
前月比 145.73%
前年同月比 103.39%

不燃 5.50トン
前月比 196.43%
前年同月比 107.00%

資源 11.7トン
前月比 143.91%
前年同月比 96.70%

粗大 1.95トン
前月比 130.00%
前年同月比 94.20%